

男女共同参画の推進に関する事業の進捗状況評価シート

基本目標1【男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり】

1-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識の醸成

1-1-① 男女共同参画に関する教育・啓発の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男女共同参画に関する講座や啓発活動の推進	男女共同参画の推進に資する市民講座の開催	男女共同参画についての学習機会を提供し、地域での男女共同参画を進める。 男女共同参画の専門的な講座は埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)で開催しているため、市では、親しみやすいテーマの講座を開催する。					人権推進課
	男性に向けた男女共同参画の情報発信	講座や広報紙等を通じて、男性にとっての男女共同参画についての啓発を行う。					人権推進課 生涯学習課
	男女共同参画に関する法令、条例の周知	さまざまな機会を通じて、男女共同参画に関する法令、条例の周知を図る。					人権推進課
	男女共同参画コーナーの充実・利用促進	男女共同参画推進拠点施設の充実及び利用促進を図る。					人権推進課
	男女共同参画の推進に資する啓発展の開催	男女共同参画社会の重要性を啓発するため、パネル展を開催する。					人権推進課
広報紙・ホームページ等による男女共同参画に関する広報活動の推進	市の刊行物等における男女共同参画の視点の徹底	市から発信する情報について、男女共同参画に配慮したものにするため、職員の意識啓発を行う。					人権推進課 関係各課
	男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画社会実現にむけて、男女共同参画の推進をあらゆる分野で進める必要性について、市民の理解と意識啓発を図るために啓発情報紙を発行する。A4版のものを年1回発行し、全戸配布。編集を行う編集委員については公募する。					人権推進課
	広報紙やホームページを利用した意識啓発	男女共同参画社会の実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。必要に応じて男女共同参画社会に関する情報及び啓発記事を広報やホームページに掲載する。					人権推進課
	広報紙やホームページを通じた家庭教育情報の提供	人権尊重の高揚と男女共同参画社会実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。性による差別は、基本的人権を侵害するものであり、人権尊重意識を社会に浸透させることが重要であることを周知する。また、男女共同参画社会実現に向け、広く市民に意識啓発を進める。					生涯学習課
事業所等に向けた男女共同参画意識の高揚	男女共同参画の推進等に取り組む事業所認証制度の運用・周知【新規】	男女共同参画の推進に取り組む意識を高めるため、男女共同参画の推進に取り組む事業所を認証する制度を運用及び周知する。					人権推進課

1-1-②男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	保育所等における男女平等意識の形成【新規】	ジェンダーバイアスを次世代に引き継がないよう、男女の役割に関する固定的な観念やそれに基づく差別、偏見、行動等のない保育を実施するため、保育に携わる側である保育士等がこれらの対応を学ぶことを目的として、園内学習や研修会等へ参加する。					保育課
	男女平等の視点を取り入れた学校教育・保育の推進	男女混合名簿や呼名時の順番で男女分けを行わないことなどを通して、男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけることにより、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。					保育課 学校教育課
	男女平等教育の推進	人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、小中学校段階における男女共同参画社会の基盤づくりを推進する。人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、男女が互いに尊重し合い、差別のない社会の構築を目指す。					学校教育課
	教育相談の充実	電話や面接による教育相談を充実させ、教育、人権、育児等についての保護者や児童・生徒の悩み解消を支援する。					学校教育課
保護者や教職員等への啓発活動	教職員研修の充実	男女共同参画の問題を人権問題としてとらえ、教職員の意識啓発と資質の向上を図る。					学校教育課
	保護者への啓発の充実	学校・保育所での男女共同参画推進教育を通して保護者への啓発を図る。					保育課 学校教育課
性別に基づく無意識の思い込みにとらわれないキャリア教育の推進	進路指導の充実	いわゆる「出口指導」としての進学・就職指導から脱却し、個に応じた進路指導を充実することによって、社会的・文化的な固定観念にとらわれない生き方について考える態度を身につけさせる。男女の性別によって進路が制限されたりすることのないよう、個に応じた生き方指導として進路指導を充実させ、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。					学校教育課
国際的な視点を持った男女共同参画の推進	国際理解教育の推進	学校において、各教科等の時間をとおして日本及び諸外国の文化・伝統等について深い理解をもち、国際社会において信頼され、世界平和と発展に貢献するような児童・生徒を育成する。					学校教育課
	男女共同参画に関する世界の動向についての情報発信【新規】	世界における社会の発達や成熟に伴う男女共同参画の取組及び価値観等の変化や現状について、市民に向けて情報発信を行い、子どもをはじめとする市民に男女共同参画の意識向上を働きかける。					人権推進課

1-2 多様性の尊重の推進

1-2-① 性の多様性に対する理解の促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
LGBTQ(性的マイノリティ)・性の多様性に関する理解促進	LGBTQ(性的マイノリティ)への理解を深める情報発信	LGBTQへの理解を普及するため、広報紙やホームページ等を通じた普及に取り組む。					人権推進課
	LGBTQ(性的マイノリティ)の推進等に取り組む市内事業所を市が認証するとともに、その取組内容を市ホームページ等で発信することにより、市民や市内事業所の性の多様性に対する理解を促進する。	LGBTQ(性的マイノリティ)の推進等に取り組む市内事業所を市が認証するとともに、その取組内容を市ホームページ等で発信することにより、市民や市内事業所の性の多様性に対する理解を促進する。					人権推進課
パートナーシップ宣誓制度の促進	北本市パートナーシップ宣誓制度の運用と周知【新規】	令和2年度に施行した北本市パートナーシップ宣誓制度の運用方法を再検討するとともに、制度について周知することで、市民の性の多様性に対する理解を促進する。					人権推進課 関係各課

基本目標2【男女がともに活躍できる環境づくり】

2-1 政策・意思決定の場における女性の活躍促進

2-1-① 市政や地域活動における女性の参画促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
審議会・委員会等委員への女性の登用推進	審議会・委員会等委員への女性の登用推進	政策、方針決定過程への女性の参画を推進するため、毎年、審議会、委員会等の女性の割合について調査を実施し、その割合を高めるよう努める。					人権推進課 関係各課
	男女の偏りのない審議会運営の推進	政策、方針決定過程で男女双方の視点から審議することによってあらゆる角度からの意見等を反映する。					人権推進課 関係各課
地域活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進	自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進	住民と身近な存在である自治会は、より地域の実情に即した活動が求められている。地域の活動においては、女性の参加が見られるものの、各自治会長に女性は少なく、地域活動に女性が積極的に参加できるよう運営の支援を行う。					くらし安全課

2-2 ワーク・ライフ・バランスの実現

2-2-① 男女がともに働きやすい職場環境の整備

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
労働者・事業主に向けた各種情報提供や周知	各種法律・制度等の周知	男女雇用機会均等法等、法や制度の周知を行い、労働の場での男女共同参画を進める。					産業観光課
	北本地区埼玉県労働セミナーの充実	労使を取り巻く労働問題や社会情勢、法・制度等について、正しい理解と認識を得るためにセミナーを実施する。男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法などの法・制度の周知と事業者へ啓発を行うことで、女性も働きやすい環境を整備し、労働の場での男女共同参画を進める。					産業観光課
	男性の育児休業・介護休業の取得促進	男性の育児休業・介護休業の取得促進のため、制度の周知を図る。					産業観光課
	両立支援制度の周知	労働講座や啓発資料の配布などを通じて、事業主に対して仕事と家庭の両立支援制度の周知を行う。					産業観光課
	経営者、管理職を対象とした研修会の実施	経営者や管理職を対象に、育児・介護休業の取得促進等、従業員が働きやすい職場環境の促進に向けた研修会を実施する。					産業観光課
各種ハラスメントの防止	庁内における各種ハラスメント防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、職員が働きやすい環境整備を支援する。					総務課全課
	労働者・事業主に対する各種ハラスメント防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備を支援する。					産業観光課
多様な働き方の普及啓発	市民や市内事業者に対する多様な働き方に関する情報発信【新規】	国や県の政策や制度改正等の情報収集を行い、情報コーナーへのチラシ配架やホームページ等を通じて、周知を図る。					産業観光課

2-2-② 子育て支援・介護サービスの充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
地域で支える子育て環境の充実	保育所の整備	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子どもの成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。					保育課
	延長保育、乳児保育、一時保育の充実	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子どもの成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。					保育課
	病児、病後児保育の充実	病気治癒後、保育所での保育が困難な児童に対する保育を実施する。					保育課
	駅前保育ステーションの充実	駅を利用する保護者の利便性に配慮した育児支援を行う。					保育課
	ファミリー・サポート・センターの充実	市民の相互協力により、地域での子育て支援を行う。子育て支援の充実を図り、保護者の就労及び家庭生活を支援する。					子育て支援課
	学童保育の充実	小学校就学児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る。					子育て支援課
地域で支える介護サービスの充実	地域包括支援センターの利用促進	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、平成18年4月1日に、地域包括ケアの中核機関として介護保険法に基づき創設された地域包括支援センター(4箇所設置)の利用促進を図るため、市民等に周知を行う。					高齢介護課
	介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。					高齢介護課

2-2-③ 男性の子育て・介護参加への促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男性の子育て参加への促進	マタニティセミナーへの家族の参加促進	安心・安全な妊娠期間を過ごすとともに、出産後の育児について家族間で協力し合えるよう促す。					健康づくり課
	父親向けの子育て参加パンフレットの配布	父親の育児への積極的な参画の推進のため、子育てガイドを配布する。					健康づくり課
	子育て応援ガイドブックの配布	子育てに関する情報提供を行う。					子育て支援課
	男性の学校行事等への参画促進	父親も進んで児童・生徒の教育に関わりを持ち、授業参観等の学校行事への積極的な参加を働きかけるよう、学校を指導する。					学校教育課
	保育所親支援事業の充実	子どもの育ちや子どもの関わりを学び、親としての自覚と自信を高め、家庭での養育力向上を図るため、保護者の保育参加を進める。					保育課
	PTA家庭教育学級の充実	市民一人一人が生きがいを持ち、社会の変化に主体的に適応し、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味などの身近な問題について学習する機会を提供し、合わせて地域づくりへの男女共同参画を推進する。					生涯学習課
	幼稚園家庭教育学級の充実	学習機会を提供し、保護者相互の連携や協力を通じて、家庭教育の充実を図る。					生涯学習課
男性の介護参加への促進	介護への男性の参画促進のための啓発	女性に偏りがちな介護の意識から、男女が共に担う介護への転換を図る。					高齢介護課
	介護者の集いの開催	要介護状態にある方を介護している家族等に対して、交流会や教室等を開催し、少しでも精神的負担の軽減を図れるよう支援する。					高齢介護課

2-3 女性のチャレンジ支援

2-3-① 女性の就業・起業への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
女性の就業 や起業に対 する支援	女性活躍に関する情 報提供	女性の再就職や起業のための情報提供や多様な働き方についての啓発を行う。					人権推進課
	女性の起業・再就職支 援	商工会と連携した相談体制により支援を行うとともに、起業に関する支援制度や講座、相談窓口等についての情報提供を行い、起業をめざす女性を支援する。また、女性の再就職についての講座の情報や相談窓口の情報提供を行う。					産業観光課
	無料職業紹介所の充 実	地域で就職したい方を対象に希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、きめ細やかな相談を実施する。					産業観光課
	内職相談の充実	内職に関する求人情報の提供を始め、工賃やトラブル、苦情などの相談を実施する。					産業観光課

2-3-② 経済分野における女性の活躍推進に向けた支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
経済分野における女性の活躍に関する情報発信	女性の多様な活躍に向けた情報発信	起業、経営をはじめとする経済分野における女性の参画の重要性を情報紙やホームページ等を通じて啓発し、女性の経済分野への参画を促進する。					人権推進課
農商工・自営業・小規模事業所に向けた男女共同参画の啓発	農業に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。					産業観光課
	商工自営業等に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。					産業観光課

基本目標3 あらゆる暴力の根絶
 3-1 暴力根絶のための意識啓発
 3-1-① 意識啓発・広報の強化

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
暴力防止に向けた意識啓発・広報の充実	DVを防止するための情報発信・啓発活動	シンフォニーや広報紙、パネル展などで、女性に対する暴力防止の啓発を進める。また、デートDVについて啓発事業を検討する。					人権推進課
	女性に対する暴力をなくす運動の推進【新規】	女性に対する暴力をなくす運動を推進することで、DVは人権侵害であり、解決すべき問題であるという認識を一人一人が持っているよう啓発を図る。					人権推進課
若年層に向けた広報・啓発の充実【新規】	デートDV・性被害の防止に向けた若年層への広報・啓発【新規】	中高生を始めとする若年層に向けて、デートDVや性被害に関する広報や啓発活動を行い、これらの防止を図る。					人権推進課 学校教育課

3-1-② 地域における暴力防止対策の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
地域における暴力防止対策の推進	自治会、市民団体等への情報発信	自治会、農業委員会、商工会、人権擁護委員、民生委員・児童委員、老人クラブなどの市内の団体や市内事業所などに向けて、暴力防止の啓発を行い、暴力を許さないという意識の浸透を図る。					人権推進課 関係各課

3-2 相談体制の充実

3-2-①相談体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
相談窓口の充実と関係機関の連携	庁内各課と連携したDV相談の実施	DV被害者が適切な相談を受けることができるよう、庁内各課及び関係機関との連携を図る。					人権推進課 関係各課
	相談窓口の周知	さまざまな機会を通じて、相談窓口の周知を行うことで、早期の相談を促し、暴力被害が長期化し被害者が困難な状況に陥ることを防止する。					人権推進課 関係各課
	家庭児童相談の充実	子育てに悩む両親の育児不安を解消するための相談を充実させる。家庭における児童の福祉について、市民の相談に応じ、望ましい子育てについて助言、指導を行う。					子育て支援課
	教育相談の充実	電話や面接による教育相談を充実させ、教育、人権、育児等についての保護者や児童・生徒の悩み解消を支援する。					学校教育課
相談しやすい体制の整備	女性相談の実施	専門の女性相談員による相談を行う。また、必要に応じて専門機関を紹介する。					人権推進課
	各種相談の実施	市民が抱える様々な問題に対して、適切な助言を行う。					市民課
	相談員の相談技術向上	相談員や相談担当職員を研修に派遣し、最新の情報に基づいた適切な相談を実施する。					人権推進課 市民課
	男性被害者に向けた相談機会の拡充	男性のDV被害者が相談を利用しやすいよう、男性専用の利用時間帯や窓口、電話相談の設置など、検討を行う。					人権推進課

3-3 暴力被害者の保護・支援

3-3-①被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
暴力被害者の緊急時安全確保と対応	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	警察署及び緊急一時保護施設との連携を図り、被害者の安全を確保する。					人権推進課
	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	緊急一時保護等の被害者に対して、生活保護制度の適切な運用を図る。					共生福祉課
	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、関係機関と連携を図り、適切に対応する。					子育て支援課
	被害者の子どもに関する安全の確保	DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、関係機関と連携を図り、適切に対応する。					学校教育課
	DV対策連携会議の開催	DV被害者の保護及び被害者の自立に向けての支援を円滑に行うことができるよう、庁内各課の連携を図る。					人権推進課 関係各課
	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を設置する。					子育て支援課

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
被害者等の届出手続きに関する支援	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の、市役所での諸手続きが安全かつ迅速に行えるよう窓口に同行し支援する。					人権推進課
	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。					市民課 子育て支援課 学校教育課

3-3-②被害者の自立支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
被害者の自立に関する支援の充実	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、関係機関との連携を図り、必要に応じて同行支援を行い、被害者の早期の自立を目指す。					人権推進課
	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、届出手続きを適切に行う。					市民課
	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、生活保護制度の適切な運用を図る。					共生福祉課
	被害者の自立に関する支援の充実	手当の申請等の手続きを適切に行う。また、必要に応じてDV被害者が同伴する子どもの相談を行う。					子育て支援課
	被害者の自立に関する支援の充実	保育所入所の相談、手続き等を適切に行う。					保育課
	被害者の自立に関する支援の充実	被害者が同伴する児童の就学等に速やかに対応するとともに、児童に対し学校と連携して適切な心のケアを行う。また、転校先や居住地等の情報の適切な管理を行い学校において安全確保に努める。					学校教育課

基本目標4 安心・安全に暮らせる環境づくり

4-1 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

4-1-① 男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
自主防災組織や消防団活動等における男女共同参画の推進	自主防災組織や消防団等への女性の参画促進	地域防災組織の結成と育成を図る。また、自主防災組織に対し、防災対策における男女のニーズの違いや女性・乳幼児・高齢者等への配慮の必要性など、男女共同参画の視点の必要性について啓発に努める。					くらし安全課
	防災分野における女性リーダーの育成【新規】	防災対策、避難所運営及び被災地対応等において女性の視点を取り入れることの重要性や、各場面における女性の活動方法等を周知することで、防災分野における男女ともに参画することを推進する。					くらし安全課
男女共同参画の視点に立った避難所運営の促進	避難所運営等への女性の参画促進	災害対策及び復興対応において、女性のニーズを反映した対策を進めるため、男女共同参画の視点から検討を行う。					くらし安全課
	男女共同参画の視点に立った避難所づくり【新規】	更衣室やトイレ、物干し場など、男女双方の視点に立った避難所の設営や防犯対策を行う。					くらし安全課
男女共同参画の視点に立った防犯体制の整備	自主防犯団体の活動支援	地域防犯推進委員、自主防犯組織等の地域防犯組織の活動支援を行うとともに、犯罪の起こりにくい環境整備を進める。また、未然防止への周知を図る。					くらし安全課
	防犯意識の高揚に向けた啓発	警察や防犯協会と連携し、防犯指導や啓発活動を進め、防犯意識の高揚を図る。					くらし安全課

4-1-② 防災分野の政策決定過程への女性の参画促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
防災に関する委員会等への女性の参画促進	防災分野の協議会・審議会等への女性の参画促進【新規】	防災分野における女性の政策決定過程への参加を拡大するため、協議会・審議会等への女性の参画を促進する。					くらし安全課

4-2 健康で安心して暮らせる環境整備

4-2-① 誰もが安心して暮らし続けるための支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る。					子育て支援課
	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の児童の心身の健やかな成長に寄与するため、手当を支給し福祉の増進を図る。					子育て支援課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により生活援助等が必要な場合、又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援するヘルパーを派遣して、ひとり親家庭等の生活の安定及び福祉の増進を図る。					子育て支援課
	母子生活支援施設への入所措置	配偶者のない女子等及びその者の養育すべき児童を入所させて、これらの者を保護する。母子生活支援施設では居室を提供するほか、生活上の心配事や仕事の事、子どもの教育の事等の問題解決の相談を行う。					子育て支援課
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親の就業に有利な資格の取得を促進するため、修学期間の一定期間等について、高等職業訓練促進費等を支給する。					子育て支援課
	小中学校における要保護・準要保護家庭に対する補助事業	ひとり親家庭の親が安心して子どもを育てることができるよう、また経済的な理由で就学の機会が失われることのないように、学校教育に必要な経済的な援助を行う。ひとり親家庭に対する経済的な支援を行うことにより、安心して生活できる環境を作り、併せて女性が働き続けることのできる環境作りを推進する。					学校教育課

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
高齢者への 地域生活の 支援	介護予防教室等の開催	要介護状態になることを予防することにより、健康な高齢者を増加させるとともに、介護保険制度の運営を円滑にする。介護予防事業や啓発活動等を行う。					高齢介護課
	啓発パンフレットの作成・配布	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。					高齢介護課
	介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。					高齢介護課
障がいのある人への地域生活の支援	障害者相談支援事業の実施	障がい者や介護者、家族等からの相談に応えたり、サービスの利用援助や権利擁護のための必要な支援を行うことにより、自立した生活の促進を図る。					障がい福祉課
生活に困難がある方への支援	生活困窮者自立支援制度を活用した支援の推進【新規】	生活困窮者自立支援制度を活用により、生活困窮者に対する包括的な支援を通じ、男女それぞれの事情に応じた自立の促進を図る。					共生福祉課

4-2-② 互いの性と生命を尊重する意識づくり

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報発信	様々な機会を活用して啓発を行い、女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。					人権推進課
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	女性が自らの性や健康についての自己決定権を持つことができるよう、普及・啓発活動を行う。					健康づくり課
	健康教育・性に関する指導の推進	各学校における保健体育・理科・特別活動等の学習指導を通して性に関する指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身につけ、男女が互いに尊重しあう態度を育成する。					学校教育課
性差に応じた特有の疾病予防と健康づくりへの支援	成人健康講座・健康相談の実施【新規】	健康増進教室への参加費用を助成することにより、運動習慣の動機付けを行う。また、希望者には、生活習慣病予防を目的とした健康相談を実施する。					健康づくり課
	乳がん・子宮がん検診等、女性を対象とした検診の実施と受診勧奨	女性特有のがんなどについて啓発を行うと共に、積極的に検診の受診勧奨することにより、受診率の向上を図る。					健康づくり課
	前立腺がん検診等、男性を対象とした検診の実施と受診勧奨	男性が罹患しやすいがんに関する啓発を行うと共に、積極的に健診の受診勧奨することにより、受診率の向上を図る。					健康づくり課

基本目標5【男女共同参画の推進体制の強化】

5-1 計画の総合的な推進体制の充実

5-1-①庁内における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
施策の立案や決定の過程における男女共同参画の推進	女性職員の管理職への登用	行政組織の中での男女共同参画を推進するため、性別に関わりなく管理職への登用が進むように推進する。					総務課
	性別にとらわれない職員配置の推進	女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行う。また、職員の採用にあたっては、性別にとらわれない職員採用を行う。					総務課 関係各課
女性の研修機会の拡大	女性職員の研修機会の拡大	女性の研修機会を拡大し、女性の人材育成を行う。					総務課 関係各課
	職員の能力開発の支援	女性が意思決定部門や政策決定部門へ参画できるよう、特に政策形成能力の養成に重点を置いた各種研修に参加できるような体制作りを行い、管理職としての能力開発及び意識改革を図る。					総務課 関係各課
	女性管理職による意見交換会の開催【新規】	女性の管理職登用拡大やキャリア形成等について、その方策等を見出し推進するため、女性管理職による意見交換会を開催する。					人権推進課
職員のワーク・ライフ・バランスの実現	男性職員の育児休業・介護休業の取得促進	男性の育児休業・介護休業の取得促進のため、制度の周知を図る。					総務課
	働きやすい勤務制度の導入による職場環境の整備	子育て職員支援研修や、男性のための育児休業取得支援研修等を実施し、子育て等をしながら活躍できる職場風土を醸成する。					総務課

5-1-②庁内推進体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
庁内推進体制の充実	庁内推進体制の充実	男女共同参画の推進は、総合行政という視点から推進する必要があり、横断的な組織での調整をすることで、全庁的に取り組みを進める。					人権推進課
	職員研修の充実	市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることができるよう研修を実施する。					総務課 人権推進課

5-1-③計画の進行管理

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
PDCAサイクルに基づく計画の進行管理	男女共同参画審議会の開催	計画の推進や市の男女共同参画推進施策について、審議する。					人権推進課
	男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成・公表	事業の進捗状況を公表する。					人権推進課

5-1-④国・県・市民・団体・事業者等との協働

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
多様な主体との協働による男女共同参画の推進体制強化	市民・市内事業者等への男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関する情報を提供する。					人権推進課
	国・県との連携	国・県との連携を深める。					人権推進課
	研修等への講師派遣	男女共同参画に関する講師を派遣する。					人権推進課
	男女共同参画の推進等に取り組む事業所認証制度の運用・周知	(再掲)1-1-①					人権推進課